

広島県よろず支援拠点（府中）出張相談会のご案内

～企業経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します～

「よろず支援拠点」は、国が全国の各都道府県に1カ所ずつ設置した経営相談所です。広島県においては、

「ひろしま産業振興機構」に設置しました。

「広島県よろず支援拠点」では、中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応するため、県内の各地域において、出張相談会を開催します。皆様の経営課題を専門スタッフがお伺いし、適切な解決方法を提案させていただきますので、お気軽にご利用ください。



対応する専門スタッフ（予定）

■コーディネーター

・瀧熊 弘之

（公認会計士/税理士）

- ・資金調達のための事業計画策定支援、
- ・原価計算の導入によるコスト削減の支援、
- ・管理会計の導入の支援、
- ・事業承継対策に関する支援、
- ・株式上場の支援、事業再生の支援

会場の日時・場所

会場	日時	場所
府中	令和元年 12月 23日（月） 10:00～17:00	府中商工会議所 会議室 （広島県府中市元町 445-1）

申込期限

令和元年 12月 19日（木）

申込み・問い合わせ先

出張相談会へのご相談は、準備の都合上、事前予約制となっておりますので、ご相談希望の方は、次頁（裏面）申込書をFAX又はE-mailにて送付ください。

■ お申込み先

FAX 082-249-3232

E-mail h-yorozushien@hiwave.or.jp

■ お問い合わせ先



公益財団法人 ひろしま産業振興機構 広島県よろず支援拠点〔担当：落野・瀧熊〕
Hiroshima Industrial Promotion Organization

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 TEL : 082-240-7706

共催

府中商工会議所、(公財)ひろしま産業振興機構

申込書は次頁



FAX : 082-249-3232

受付窓口 : (公財)ひろしま産業振興機構 広島県よろず支援拠点

TEL : 082-240-7706 E-mail : h-yorozushien@hiwave.or.jp

出張相談会への相談希望の方は、本
申込書を記入の上、送付ください。

広島県よろず支援拠点出張相談会申込書(府中会場 12/23)

令和 年 月 日

希 望 時 間	() 10:00~11:00まで		() 14:00~15:00まで		
	() 11:00~12:00まで		() 15:00~16:00まで		
	() 13:00~14:00まで		() 16:00~17:00まで		
	※希望時間帯の()内に、○印を記入してください(第1希望から第3希望まで)。 ※申込状況によっては、ご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。				
相 談 申 込 者	会社名	(フリガナ)			
	所在地	〒 -			
	TEL		FAX		
	E-mail	@			
	ご担当者	役職又は所属部署		氏名	(フリガナ)
	業種				

相談内容

よろず支援拠点を知った紹介元を下記の番号を選択してください。

- ① 金融機関、 ② 県、 ③ セミナー等、 ④ 商工会議所、 ⑤ 商工会、 ⑥ 市、
⑦ その他 ()

※広島県よろず支援拠点ご利用にあたり、裏面の留意事項をご覧ください。

広島県よろず支援拠点の利用にあたり、裏面の留意事項について了承しました。

年 月 日 氏名

広島県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

広島県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO 法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、行政手続、融資手続、助成金の申請手続といった実務代行は行っていません。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人ひろしま産業振興機構（広島県よろず支援拠点の実施機関） 業、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ① 広島県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部（中小企業基盤整備機構）、公益財団法人ひろしま産業振興機構が連携・協力して運営している事業です。
- ② お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- ③ 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- 広島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等についていかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、広島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ① 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、② 大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為、③ 不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④ 宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤ 物品・サービス等の営業行為、⑥ 広島県よろず支援拠点の相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、広島県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
 - ① 暴力団、② 暴力団員・準構成員、③ 暴力団関係企業、④ 総会屋等、⑤ 社会運動等標ぼうゴロ、⑥ 特殊な暴力集団等